

1. 人口比例選挙とは?

意見広告

「人口比例選挙」

【ペンシルバニア州での、米国連邦下院選・選挙区割り】
最大人口の小選挙区と最小人口の小選挙区との
『人口差』は、

1
人

(=64万6372人(最大人口) - 64万6371人(最小人口))。注1
(注1): 195F. Supp. 2d 672 (M.D. Pa2002)。

① 【平成24年12月16日現在の衆院選挙区割り】
最大有権者数の小選挙区と最小有権者数の小選挙区の
『有権者数の差』は、

291016
人
(=49万5212人(千葉4区) - 20万4196人(高知3区))。注2
(注2): 総務省資料(平成24年)より。

非「人口比例選挙」

② 【「0増5減」の選挙区割り(衆院)】
『人口差』は、**23万2042**人
(=52万6376人(議員一人当り、最大人口。東京都)
- 29万4334人(同最小人口。鳥取県))。注3
(注3): 法務省資料(平成24年)より。

③ 【「4増4減」の選挙区割り(参院)】
『有権者数の差』は、**90万3451**人
(=114万3913人(議員一人当り、最大有権者数。北海道)
- 24万462人(同最小有権者数。鳥取県))。注2
(注2): 総務省資料(平成24年)より。

④ 【「21増21減」の選挙区割り(衆院)】
『有権者数の差』は、**18万8249**人
(=48万924人(議員一人当り、最大有権者数。鳥取県)
- 29万2675人(同最小有権者数。島根県))。注2
(注2): 総務省資料(平成24年)より。

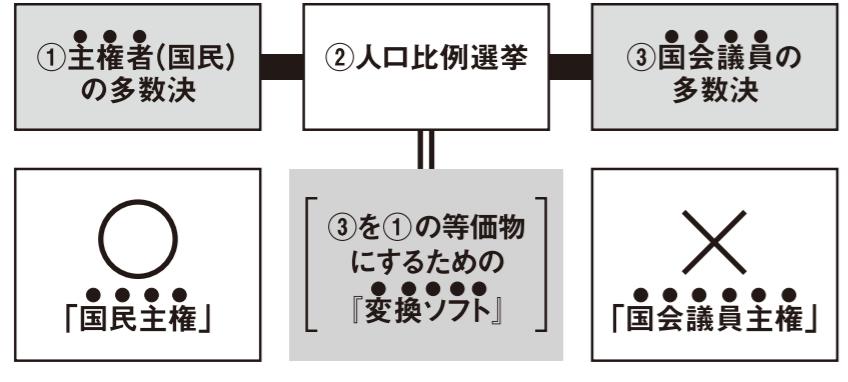
2. 国民主権国家

ア 国民主権国家では、主権者(国民)が、国民の多数意見で、国会議員を通じて、国家権力(行政権、立法権、司法権の三権)を行使する。

イ 即ち、代議制民主主義は、

- ①「主権者は、国民である」、
- ②「正当(な)選挙」(=「人口比例選挙」)、

代議制民主主義の3本の柱



3. 国家賠償訴訟等

③「国会議員の多数決」
の3本の柱から成り立っている。

ウ 人口比例選挙とは、「国会議員の多数決」を「主権者(国民)の多数決」の等価物にするための「変換ソフト」である。

エ 以上は、下記のとおり、図示される。

(1) 最高裁判所が、「憲法は、人口比例選挙を要求している」と明言する違憲判決を下したとしよう。

それにも拘わらず、国会議員が人口比例選挙の立法をしない場合、この「国会議員の立法不作為」は、「違法」である。

有権者は、これを理由として、国家賠償訴訟を提起できる。

(2) ところで、平成17年最高裁大法廷判決は、在外邦人選挙権訴訟で、選挙権を行えなかった在外邦人に1人当り5000円の慰謝料を認めている。

この先例からみて、有権者は、次回選挙で、人口比例選挙の投票を行えない時は、1人当りの慰謝料(5000円)の損害を被るといえよう。

(3) 有権者は、1億400万人強である。2000万人が原告となれば、1人

当りの慰謝料・5000円として、総額**1000億円請求の大訴訟**となる。

(4) 国が、敗訴して、賠償金を支払った場合、国は、故意に「立法不作為」をした各国会議員個人に対して、求償権を持つ(国賠法1条2項)。

(5) 「憲法は、人口比例選挙を要求している」と明言する最高裁判決に従う方法として、例えば、国会は、下記のような、わずか2カ条の「1ヵ月の時限立法」を立法する便法がある。

1条：現行公職選挙法の、衆院の300の小選挙区割り規定を廃止する。

2条：有権者は、300人の衆院議員を参院選の比例代表制(全国一区)と同一の制度で選出する。

同時限立法後1ヵ月以内に、衆院は、解散されるであろう。同時限立法の下で新たに選出された国会議員が、十分時間を掛けて、丁寧に議論したうえで、人口比例選挙の選挙区割り(小選挙区、中選挙区、大選挙区等々)を定める本格的法改正を行えばよい。

(6) 本年7月の参院選挙区選挙投票日の翌日、全47選挙区の有権者(47人)が人口比例選挙訴訟を提起する。この全47選挙区選挙についての提訴により、『事情判決適用』の根拠が無くなる。

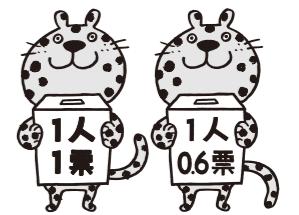
あなたの選挙権が、何票の価値かチェックしてみましょう。
<http://www.ippyo.org/>

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax: 03-3780-3221 [連絡先] 渋谷区桜丘町17-6

(7) 米国連邦地裁は、2002年4月8日に、ペンシルバニア州の19の小選挙区間の「最大人口差」(19名)を「違憲」と判断し、選挙区割りの法改正を同州議会に命じ、3週間を与えた。そして、同州議会は、同裁判所の命令日から9日後(2002年4月17日)に、同「最大人口差」を1人に縮減する法改正を行った(注1)。

判決から立法までの、日米間の想像を絶する大差に驚く。

以上



一人一票実現国民会議